

41 (Gno.97) 理論刑法学の現状

代表：只木 誠

2024 年度開始

【研究の目的】

我が国の理論刑法学の現在の到達点、ならびに、我が刑法に絶えず影響を与えてきたドイツ理論刑法学の現在の到達点を確認し、顧みて、両者がどのような発展を遂げてきたのか、その過程を確認するとともに、両国の刑法解釈学と実務の今後のさらなる発展に資するべく、現在の議論の論点を明らかにし、検討を加える。